

北海道苫小牧東高等学校いじめ防止基本方針

北海道苫小牧東高等学校（全日制）

1 はじめに

生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫した対応となり、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、組織的にいじめの防止等の対策に対応するため、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭からなる「いじめ対策委員会」を置く。

なお、入学時や年度初めなど、様々な機会を通して、学校いじめ防止基本方針や「いじめ対策委員会」がいじめの被害生徒を守り、解決を図る相談・通報の組織であることを生徒・保護者等に積極的に説明する。

2 いじめの防止

- (1) 担任は生徒との個人面談を定期的に行い、教育相談の充実を図る。
- (2) いじめの防止に向けて「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校の教育活動全体を通して、いじめを防止する。
- (3) インターネットによるいじめ防止のために、生徒・保護者にスマートフォン等へのフィルタリングの設定を啓発するとともに、情報モラル教育の充実を図る。
- (4) 発達障害を含む障害のある生徒や、性同一性障害、性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒に対しては適切な支援に努める。
- (5) 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を、学校評価などをもとに行う。また、点検に基づき学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめの早期発見

- (1) インターネットによるいじめをはじめとして、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちにすべて学年主任や生徒指導部長、教頭に報告・相談し、必要に応じて「いじめ対策委員会」において共有された情報（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）をもとに、組織的に対応する。
- (3) 年2回（6月、11月）のいじめアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (4) 生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 「いじめ対策委員会」の年間計画を次のとおり定める。
 - ・ 4月…方針確認、実施計画策定
 - ・ 6月…いじめアンケート調査（第1回）の実施・集約
 - ・ 9月…いじめ事案の対処に関する資質能力向上を図る校内研修
 - ・ 11月…いじめアンケート調査（第2回）の実施・集約
 - ・ 2月…学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

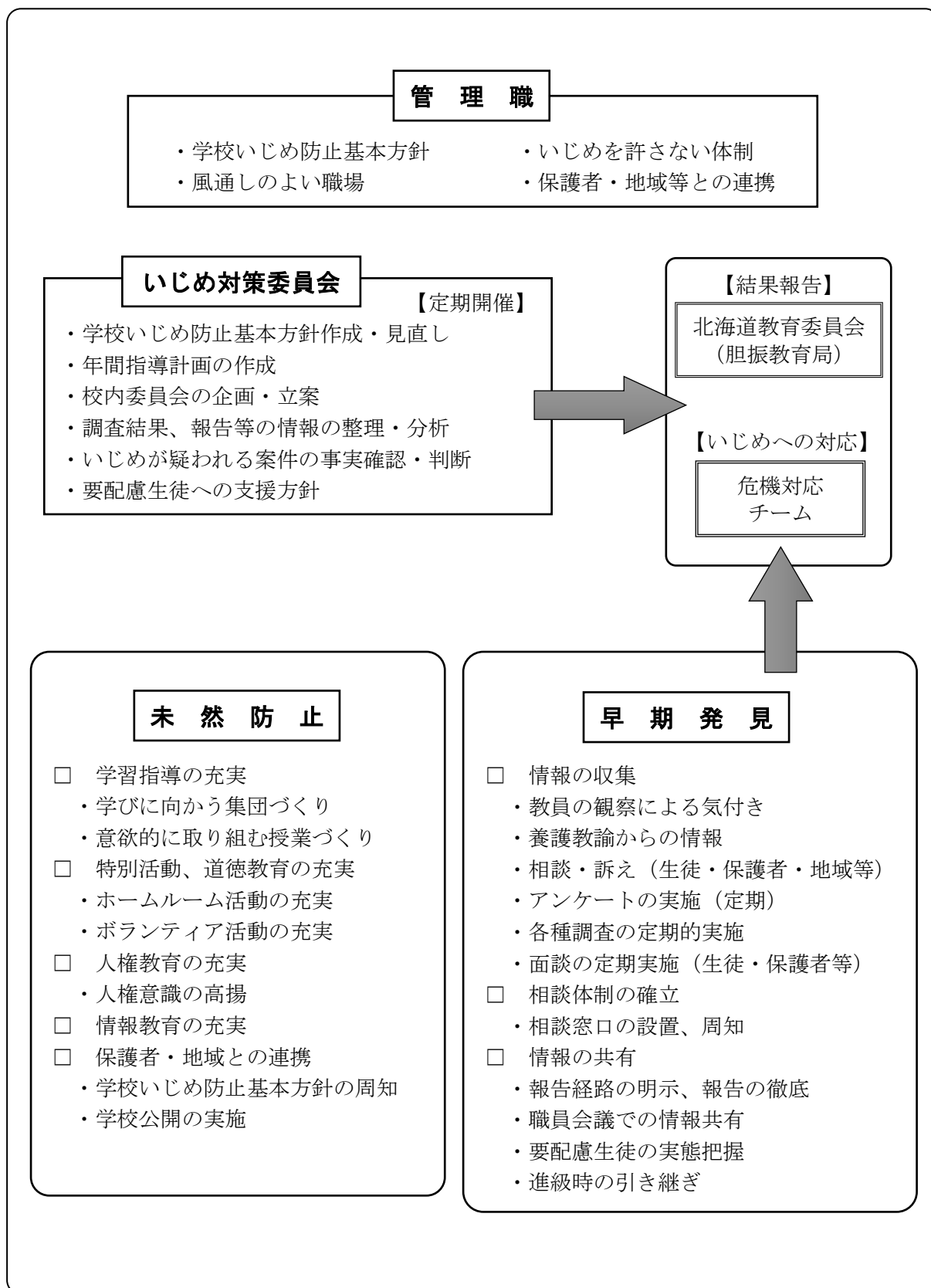
4 いじめへの対処

- (1) いじめへの対処のための組織として、校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部担当教諭、該当学年主任、該当担任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、関係教諭からなる「危機対応チーム」を置く。
- (2) いじめを発見、認知した場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有を行い、「危機対応チーム」が対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- (3) 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- (4) いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることの2つの要件が満たされていることを目安とする。
- (5) 「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は北海道教育委員会（胆振教育局）を通じて北海道知事へ事態発生について報告する。
- (2) いじめ事案が重大事態であると判断したときは、「危機対応チーム」が当該重大事態に係る調査を行う。
- (3) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- (4) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- (5) 学校は生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- (6) 学校はいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめへの組織的対応

